日前期間等が十年以上である者であるものとみなし、旧適用法人施行日前期間等が二十五年未満	
大正十五年四月二日	同日
第十一号まで	第十一号まで及び第二十号
第七十六条、第八十八条第一項第四号、附則第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項	第八十八条第一項第四号
、組合員期間等	、旧適用法人施行日前期間等
組合員期間等	旧適用法人施行日前期間等
第七十六条、第八十八条第一項第四号、附則第十二条の三及び第十三条の十第一項	第八十八条第一項第四号
組合員期間等が二十五年	旧適用法人施行日前期間等が十年
、附則第十二条の三及び第十三条の十第一項	及び附則第十二条の三
みなす	みなす。この場合において、旧共済法第七十九条の二第二項第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とする
前項	第三項
係る退職共済年金又は	係る

に改め、同条第二項の表平成二十七年改正前昭和六十一年経過措置政令の項中

組合員期間等	旧適

を

昭和六十年改正法附則第十四条第四項の規定により組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなされた者が死亡した場合における遺族共済年金に係る	旧適用法人施行日前期間等	十五年及び前の規定支給

に改める。

第八条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

用法人施行日前期間等が二十五年以上である者で大正十五年四月二日以前に生まれたものが旧共済法、旧施行法、国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の例によるとしたならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、

用法人施行日前期間等

を

昭和六十年改正法附則第十四条第四項の規定により組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなされた者が死亡した場合における遺族共済年金に係る	旧適用法人施行日前期間等	十五年及び前の規定支給

に改める。

第八条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「改正前国共済法」を「改正前国共済法等」に改め、同条中「された改正前国共済法」の下に「、改正前国共済施行法及び改正前昭和六十年国共済改正法」を加え、「掲げる改正前国共済法の」を「掲げる」に改め、同条の表第七十六条第一項の項中「第七十六条第一項」を「改正前国共済法第七十六条第一項」に改め、同表第七十六条第二項の項中「第七十六条第二項」を「改正前国共済法第七十六条第二項」に改め、同表第八十一条第一項の項中「第八十一条第一項」を「改正前国共済法第八十一条第一項」に改め、同表第八十一条第二項の項中「第八十一条第二項」を「改正前国共済法第八十一条第二項」に改め、同表第八十一条第三項の項中「第八十一条第三項」を「改正前国共済法第八十一条第三項」に改め、同表第八十一条第四項及び第五項の項中「第八十一条第四項」を「改正前国共済法第八十一条第四項」に改め、同表第八十一条第六項の項中「第八十一条第六項」を「改正前国共済法第八十一条第六項」に改め、同表附則第十二条の二の二第一項及び第三項、第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第三項並びに第十二条の八第二項の項中「附則第十二条の二の二第一項」を「改正前国共済法附則第十二条の二の二第一項」に改め、同表に次のように加える。

改正前国共済施行法第二条第一号	国家公務員共済組合法
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下附則第六十六条までにおいて「共済法」という）
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ	の共済法
共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ）の国家公務員共済組合法	及び第十三条の五並びに
並びに附則第十二条の八第二項	第七十六条、第八十八条第一項第四号、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項、第十二条の八第一項、第二項及び第九項並びに第十三条の十第一項
十年	二十五年
者で	者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）で
附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号	附則第十二条第一項各号（第八号から第十一号までを除く。）
附則第十二条の三及び第十二条の六の二第一項	第八十八条第一項第四号、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項

改正前昭和六十年国共済改正法附則第十四条第四項

改正前昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項

改正前昭和六十年国共済改正法附則第九条第一項

改正前昭和六十年国共済改正法附則第二条第八号

改正前昭和六十年国共済改正法附則第十二条の二の二第一項